

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

合渡、方県、黒野、木田、西郷、七郷、網代、山県、巖美、春近、長良、常磐岩野田、三里、鏡島、市橋、日置江、鶉、芥見、岩、北長森、日野、鷺山、則武島、南長森、茜部、厚見、本荘、柳津

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

別表記載のとおり

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

別表記載のとおり

4. 当該区域における農業の将来のあり方

別表記載のとおり

5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針

別表記載のとおり